

福澤諭吉の実業論

小 松 章

はじめに

江戸幕末から明治期にかけて、日本の精神文化の近代化に最も貢献した人物は、福澤諭吉（1834/35-1901年）であろう。福澤は、一般には文化人として、すなわち慶應義塾を創設した教育者として、あるいは『西洋事情』『学問のすすめ』を著した啓蒙家として、あるいは『時事新報』紙を主宰したジャーナリストとして知られているが、晩年には、彼はまた、日本の近代化にとつての「実業」の役割にも注意を払い、実業の振興のために『実業論¹⁾』と題する書物を著している。

福澤の『実業論』の内容は、もともと『時事新報』紙の「社説」に1893年3月30日から4月15日まで連載されたものであるが²⁾、その場合、福澤は「実業論」を草するにいたった動機を、次のように表明している。

「明治15年始めて時事新報を発兌してより以来、その所論の眼目は右にも左にも偏することなく、^{あたか}恰も天下を一括して自家独立の意見を陳べ、唯実業の推進にのみ力を尽して其^{きぼう}発達を冀望したりしに、所望空しからずして、近年は商工界にも^や稍や活気を催はし、外国の貿易、内国の製造、着々と歩を進めて年一年に面目を新にし、前途^ま将さに佳境に入らんとするの風光は、即ち実業革命の期近くに在るを示すものなれば、時事新報は其機に乘じ、更に実業論を草して十数日の社説に掲げた……³⁾」。

しかも福澤は、「新聞紙は一読直ちに廃紙に属して見る者なきの常なるが故⁴⁾」に、その連載をあらためて一冊の書『実業論』にまとめ、「実業の友」

のための便宜に供したのである。

みずからは実業に手を染めることのなかった福澤であるが、日本の実業の振興・発展のために彼が果たした精神的・文化的貢献を過少評価することは許されない。われわれは、ここに福澤の著書『実業論』の論旨を詳しく検討してみようと思う。

1 実業の未発達

福澤は、『実業論』の序においていう。

「嘉永癸丑(=1853年)米艦渡来して、日本は開国の国と為り、漸く西洋の文物を輸入して社会の面目を改めたるもの少なからず。就中、政法教育の如きは、殆んど改良の頂上に達して、今日の新日本を出現したりと雖も、如何せん四十年の開国は唯是れ精神上の開国にして、実業社会は依然たる鎖国の蟄居主義に安んずるもの多し⁵⁾」。

ペリーの来航を契機とする開国から40年を経た明治半ば過ぎの——正確に言えば1893(明治26)年における——日本の実業に対する福澤の基本認識は、こうであった。ここに福澤は、「実業奨励の一事は……時勢の要用これより急なるものなきに……⁶⁾」とまで言っている。

では、なぜひとり実業のみが「遅々として」いるのか。福澤は、まずその背景に、維新のリーダーたちのサムライ気質があることを指摘する。「抑も我社会に、実業の進歩遅々として精神の活動するものと相伴ふを得ざりし其原因を尋れば、封建士族の気質に由来するものと云はざるを得ず⁷⁾」。

というのも、日本の開国を担ったのは士族階層であるが、彼らは徳川300年の治世を通じて、知徳の面では最上の階層であった反面、「衣食は世禄に依頼して曾て額に汗するの要なく、仁義を先にして利を後にし、廉恥を重んじて得喪を軽んじ、世々代々唯精神の一方を琢磨して美を耀かしたる⁸⁾」階層であった。しかも、わが国の場合、「其開国は唯国を開て西洋の文明を容るゝと称し、目撃耳聞に任せて他に倣ふこと⁹⁾」であったから、士族の関心の高い「精神上の文明」についての改革は、少しの躊躇もなく徹底的に断行されるこ

とになった。すなわち政治、軍制、法律、教育等の制度改革がそれである。しかも、こうした「無形精神上的の運動」は、士族が本来もっていた知識を西洋の文明に合わせて変形するという性格のものであり、「特に創^{はじ}めて智識を造りたるに非ざれば」、長足の進歩をとげることができたのである。

ところが、不幸にも、士族階層には実業の知識が欠けていた。「不幸なるは、遺伝の智識、美なりと雖も、単に精神上的の運動に偏して、実物の区域に達するを得ざるの一事なり。数百年來額に汗して衣食するの大義を忘れたる士流の子孫が、俄^{にわか}に其思想を造らんとするも、容易に得べからざるは自然の数理にして、彼の精神上的の進歩に世界を驚かしたる我文明の率先者が、往々、実業の要を忘れて之を度外視するか、或は偶^{なまた}ま之^{これ}に喩^{くうばし}を容れ手を着^{つく}るも、常に方向を誤りて却て事を害するが如き、其然る所以の原因を求むれば、本来其人に無き智識を創造せんとして叶はざりしことにして、是非なき次第なりと云ふの外なし¹⁰⁾」。

要するに、政治・法律・教育等の進歩に比べてひとり実業のみが遅れているのは、もともと国のリーダーたちに実業の知識がなかったからであり、そのこと自体はやむをえない、というのである。

だが、その未発達のために、実業が「精神上的の発達」の成果である諸制度に対応できない事態が生じている現実を福澤は重視し、これを問題視する。「日本の実業が士族学者流に忘れられて発達の遅々たるは、単に其渋滞振はざるの不幸よりも、尚ほ一步を進め、他の精神上的の発達に対して伴ふを得ざるが為めに、却て意外の災を被るの情あるが如し¹¹⁾」。

福澤が具体的に問題視する一例は、1893(明治26)年1月から実施されることになっていた民法、商法(1890年公布)が時期尚早論の反対によって延期のうきめにあっている事態であった。後にいう民法典・商法典論争であるが、福澤は実施断行の側に与して、次のように述べている。

「近來世論に喧^{かまびす}しき民法商法の如き、其法文にも多少不行届の点はある可きなれども、之を断行して人事に益す可きは、固より論を俟たず。然るに、其断行尚ほ早しと論すれば、之を争ふを得ずして、断行論者も之に服するは

何ぞや、文明の議論上に於ては断行の理由明白なりと雖も、実際に民智の尚ほ幼稚なるを見れば、折角の金科玉条も却て害を為す可しとの情実^{いへど}に服して、延期論に抵抗するを得ざるが故なり。即ち、民法商法は精神の発達より生じたる成跡なれども、実業社会の発達遅々として之に遅れたるが故に、応ずることを得ざるものなり¹²⁾。

「文明の世界に法律規則の精密を要するは、自然の勢にして当然のことなれども、此法を作る人は精神智識発達の学者流にして、実業以外に居り、唯自分の発意に任せて紀律を設んとする其一方に、法の下に生息する人民は、進歩遅鈍にして之に^{あいたがい} 応ずること能はず。双方相互に^{きこ} 齟齬して、不都合を生ずるのみ¹³⁾」。

また福澤は、別の具体例として、「精神上の発達」の成果である医学や衛生の進歩にも実業が対応しえないでいるケースをあげている。すなわち医学や衛生の進歩の結果として近年しだいに人口の増加をみつつあるが、人口の「始末」（経済的世話）そのものは実業の領分であるがゆえに、これに注意を払うものがない。あるいは墮胎を厳禁しながら、その生児の養育法にまでは思慮が至らない。

このような矛盾は「計^{かぞ}ふれば実に枚挙^{いとま}に遑^{いとま}あらざれども」、これらは要するに、「精神と実業両々相伴はざるの災」ないし「精神の社会と実物の社会と進歩の度を共にせざるが為めに生じたる不幸」である。

ところで、福澤がこうした問題のそもそもの原因を、国家リーダーたちのサムライ気質の中に求めたことは前述のとおりであるが、ここに彼は論を一步進めて次のようにいうのである。すなわち「一方に偏して政府を^{とがむ} 咎む可きなれども、畢竟は実業社会に人物少なくて、今日尚ほ未だ開国以前の旧思想を脱すること能はざるに座するものと云ふ可し¹⁴⁾」。

つまり、ここに福澤は、問題の本質が実業界における有為な人物の不足にあることを明らかにする。「開国以来、西洋の文明を輸入したりと雖も、其文明は専ら精神上・知識上の文明にして、実業社会の事は依然として之を^{いへど} 旧時の町人・職人に任して顧みる者なく¹⁵⁾」、その間に内外の商売はきわめて多

事にしてしかも不整頓であったから、無一銭の商人等が虚に乗じて業を営み、巨万の富を手にした者も少なくない。しかし、そうした人物をみると、学問教育はもちろん気品すらもなく、「其資産の大なると其人品の賤しきと誠に不均合なる次第」である。「稀に或は土流にして工商に従事したる者あるも……多勢に無勢にして、折角の土流も周囲の気風に制せられ、遂には普通の町人・職人たらざるを得ず、此間に屹立して士気を維持し、独り文明流の業を営まんとする其困難辛苦を譬へて云へば、在籍漢学流行の世の中に独り洋学を主張し、文明士人の節を全ふせんとして身を苦めたるの情に異ならず。維新以来、この種の商人を計ふれば、誠に僅々に過ぎず¹⁶⁾」。

しかし、福澤は、「試に思へ、学者が書を読み理を講し、眼食をも忘れて羸瘦するまでに勉強し、政事家が常にあらゆる難局に逢ふて千辛万苦する、其勉強辛苦を以て実業に当りたらんには、何を企て、成らざることあらんや¹⁷⁾」と述べて、実業の発達のためには、「実業社会の全権は此流の士人に帰す可き」方向こそが最も有望であることを示唆するのである。

いわば、実業の発達はまず「人」から——福澤は、実業が、洋学知識と忍耐とを兼ねそなえた「文明士人」の手に委ねられることを期待するのである。

2 新タイプ商人の興隆

前節でみたように、福澤の認識は、「我日本国の実業は、不幸にして学者士君子の爲めに度外視されて、文明の時勢に後るゝこと甚だしく、学事政事の如きは、既に其達する所に達して殆んど遺憾なきが如くなる其反対に、独り工商社会の実業は、依然として旧時の面目を改めず¹⁸⁾」というものであった。そして、実業の発達のためには、福澤は、旧来の町人・職人階層とは異なる新しい土流・学者流タイプの商人が必要であると、考えたのである。

それでは、このような新しいタイプの商人が出現する可能性はあるのだろうか。福澤は、教育の発達が、迂回的にはあるが、順次それを可能にしているとする。

彼によれば、教育は国家リーダーたちが好んで力を入れた施策の一つであ

った。「開国以来、我上流の士人は、無形精神上の一方に偏して学事政事に熱し、殊に教育の一事は朝野の最も注意する所と為りて、教育過度の譏を招きたる程なりしに、其旁空しからずして、公私の学校より有為の後進生を出したること実に夥多しく、今尚ほ同様にして、今後共に底止する所を知らず¹⁹⁾」。

ただし、これらの人材は、その出身あるいは経歴からして士族の気風を受けついでおり、それゆえ彼らの志の赴くところは十中八九「官途」である。しかし、人材の供給は官職ポストを追い越し、後進生は次には学校教師や新聞記者等のやはり「精神上の」職をめざすようになる。しかし、これらの職もたちまち埋まり、「首を回らして社会の全面を見れば、宿昔の志を適す可き好地位は既に已に他人の占領する所と為りて²⁰⁾」、いまや後進の人材は「心事を一転して、実業社会の方向に走らざるを得ず²¹⁾」という状況にある。

つまり、学校卒業者が志望する精神社会はすでに人材が飽和状態となり、後進生にとって残された活動の場は実業社会しかない、という分析である。教育の発達迂回的にもたらしたこのような帰結を、福澤は「実業の春色來復の徴なり」と歓迎する。

「実業その業は素より高尚にして、士君子の当に身を委ぬ可き所なれども、後進生の目を以て見れば甚だ高尚ならず²²⁾」。しかしながら、「既に忍耐と決したる上は、容易に其決心を改めざるも亦士人の特色にして、……使役を恥ぢず小給を少なしとせず、孜孜勉強して活発に立働くに至る可し²³⁾」。

福澤のみるところ、学校出身者は、たしかに初めは「双露盤」も達者でなく、書字も拙く、また言語・応待も武骨で礼儀を知らないといった欠点をもっている。しかし、ソロバンや書字は修練によって、また交際法は日々の応接を最良の教師として上達しうるのである。彼ら「書生風」は、一見商売社会に不向きのようなけれども、彼らの欠点は実際上の必要を通じて自然に取り除かれるにちがいない。「人間万事、必要に促されて運動するは自然の約束にして²⁴⁾」というのが、じつは人間の行動様式に関する福澤の一つの見方である。ここでも、この見方に立って、福澤は「昔年の書生、今日の商人、

その変化の案外に速なるを見ることある可し²⁵⁾」と、新しいタイプの商人の興隆を、確信するのである。

*

さて、新タイプの商人(「新商」)の興隆を予測した上で、福澤は、旧タイプの商人(「旧商」)に比較した場合の彼らの長所を具体的にあげ、実業界の形勢に照らす時、「新商」こそが今後の時代に前向きに対応できる階層であることを説いている。

その場合、福澤が第1にあげる「新商」の長所は、知見の博さと革新性であり、外国貿易が進展する形勢下では、これが有用であると説明する。「此新成の壮商と先輩番頭流の故老又は年季上りの手代即ち俗に云ふお^{たな}店者と相比较するときは、……新商は知見博くして工風に富み、旧商は之に反して内外商界の大勢を知らず、之を知らざるが故に敢為の勇に乏しきの別あるのみ。然るに、今日の商売工業は外国貿易の刺衝に迫られて一事一物も其影響を被らざるものなく、^{しりぞい}退^{ちうつ}て蟄する者は亡び、進んで動く者は榮ゆるの形勢なれば、今後の商権は果して何れの手に帰す可きや、多言を俟たずして知る可し²⁶⁾。すなわち「外国貿易は、日本の殖産社会を転覆して其面目を一新したるものなれば、此一新の衝に当りて活発に立働き、廣大無限の商界に馳駆して進退を誤らず、以て身を利し、又隨^{したがつ}て国の繁盛を致す者は、文明の教育を経て其心身を一新したる後進の士人に非ざれば不可なり²⁷⁾」。

福澤があげる「新商」の第2の長所は、法や紀律を遵守し、大事に臨んでも動揺しないという点であり、これは組織的行動において有用であるという。「古風の商家は書生流を評して、商事に暗く掛引に迂^う濶^{かつ}なりと云ふ。夫れ或は然らん。利口に立廻はりて人の股を潜^くるが如きは士流学者の短所なれども、能く法に従て紀律を守り、大事に臨んで動揺せざるは亦その長所なり。之を喩^{たと}へば、旧商は劍客の如し。一人の敵に対して闘ひ、隙を窺^すふて切込むの細手段は、或は其腕に覚へもあらんなれども、其技倆を以て紀律正しき軍隊の指令官たらしむ可らず。否な、兵卒にも用ふ可らず。整々の陣、堂々の旗を押立て、商工の戦場に向ひ、能く之を指揮し又能く其指揮に従て運動する者

は、唯近時の教育を経たる学者あるのみ。我輩は、之に依頼して我実業の発達を期する者なり²⁸⁾」。

ちなみに、福澤は、「文明世界の実業を進めんと〔する〕ならば、必ず教育を経たる士流学者に依頼せざる可らずとは、理論に於て既に明白なれども、尚ほ之を事実^{じじつ}に證せんが為め一例を示さんに²⁹⁾」として、三菱会社における人事の成功例を紹介している。そこでは、福澤は、個人的にも親交の深かった岩崎彌太郎の非凡さにまず言及して、「就^{なかんずく}中他人の企て及ばる所は、其能く人物を容れて士流学者を用ひたるの一事なるが如し³⁰⁾」と述べた後、三菱会社が「他諸会社に対して特色を呈したるは、畢竟社長の天資大技倆に由るとは雖も、其採用せられたる士流学者の働きも亦与^{あずか}りて力ありと云ふ可し³¹⁾」と評している。

福澤の見るところ、「天下の風潮は、次第に文明多事の一方に進み、殊に外国貿易の影響その及ぶ所広くして、商売社会の原動力とも為らんとするの今日に当たり、教育を経たる学者を外にして³²⁾」、実業を推進することは、もはや望みえない。こうして彼は、実業界の形勢に照らして、新旧の階層が主役の座を入れ替わるであろうことをも、強く確信するのである。

「世間一般の商売社会には、日に月に書生風の原素を注入して勢を成し、文書言語その一切の交際法より商売の取引、工業の管理法に至るまで自然に趣を変じて、恰^{あたか}も新商人の新世界を開き、其人員の増加するに従て勢力も亦増加し、新商人と旧商人と両兩相對し、遂には今の有様を逆にして、実業の権柄を新商の手に執り、多勢^{へいそく}に無勢は争ふ可らずとて、旧商屏息するの日ある可し³³⁾」。

「今日の実際を視て今後の形勢を察するに、我実業社会の全権は、遂に士流学者の手に歸すること復た疑ふ可らず³⁴⁾」。

実業の将来を展望して、外国貿易の進展と仕事の組織化とを見通す福澤であるが、「新商」の興隆によって、少なくとも人材面での対応は準備されつつあるというのが、彼の理解であった。

3 自由放任主義—政府の不干渉と実業の自己責任—

実業の発展のためにその全権を「新商」の手に委ねようという福澤は、角度を変えて、政府も実業には干渉すべきではないという立場に立つ。

「政府は実業社会に対して如何す可きやと云ふに、唯政府たるものゝ分限を守り、其職分に於て務む可き限りを務めて、分外に逸することなく、商売工業の事に関しては、大自由・大自在を許して之に一任し、商工の運動に尾して政府も共に運動す可きのみ、従前の説論法・干渉法の如きは一切これを取らずと、敢て爰に断言するものなり³⁵⁾」。

福澤は、政府のこれまでの殖産興業政策をふりかえって、「実際に益を為したる例は甚だ少なし³⁶⁾」と批判する。政府による北海道開拓や、払い下げ前の官有の鉱山・山林・工場などの諸事業は、「所費と所得と比較して、商売上の双露盤に当らざるは天下に明白なる事実にして、畢竟するに、之を評して素人の仕事と云はざるを得ず³⁷⁾」。「何れも皆、双露盤に迂き素人仕事の不始末ならざるはなし³⁸⁾」。

だが、こうした政府部門内の失敗にもまして、福澤が厳しく批判するのは、「保護」の美名の下に法律規則をもって民間の実業に世話をやく、政府の干渉姿勢であった。「法を作る者の意は、敢て民業を妨げんとするに非ざるのみか、常に優しき目的なれども、何分にも純粹の素人にして実際の細事情を知らず、然かも、其気位は甚だ高くして、動もすれば、人民の保護を以て自ら任し、政法と徳義とを混同して夫れ是れと心配する其深切は、却て仇と為り、俗に云ふ入らざるお世話と称す可きもの多し³⁹⁾」。

福澤は、鉄道認可の例をあげていう。「従前の慣行に、人民より新に敷設を出願するとき、之を許す許さざるとに就き様々の理由ある中にも、基線路に利益薄かる可しと認るものへは許可を与へざるの内規ありと云ふ、実に驚入るの外なし⁴⁰⁾」。なぜなら、「人民が自利の爲めに事業を企てたることなれば、其利益の有無は政府の知る可き限りに非ず、利害共に企業者の責任たるは論もなきことにして、不幸にして何程の大損亡を被ればとて、陰にも陽にも政

府に向けて不平を訴る者はある可らず。仮令^{たと}ひ其者が産^{やぶり}を破て餓死するも、政府に於て毫末^{ごうまつ}の關係なきは、三歳の童子も知るに易し⁴¹⁾」。

つまり、裏を返せば、福澤は実業の自己責任論を鮮明に主張するのである。もちろん許認可制度をとることについては、政府側には、無益な投資を国家的見地からあらかじめ排除しようとするものであるという正当な理由が用意されているのであろうが、これにも福澤は冷やかである。「或は政府の内意に、人民は鉄道事業の要を知らず、之を知らずして漫^{みだり}に之を企て誤て失敗するときは詰り国損なるが故に、政府の明を以て利・不利を鑑識して不慮^{いわざい}の禍を免かれしむるとの老婆心^{いわざい}にてもあらんかなれども、是れぞ所謂気位の高きに過るものにこそあれ。商売上の得失を先見するは極めて難事にして、世間稀に其人あるのみ。固より今の政府などに向て望む可き事柄にあらず。論より証拠には、斯く人民の爲めに心配する其政府の自ら敷設したる鉄道中に、起工前の想像と開業後の実地と齟齬^{そご}したるものも少なからざる可し。自から省みて自から満足すること能はざるものが、他人の利害を余処^{よき}ながら苦勞して、果ては其商売の自由を得せしめず。我輩の飽くまでも服せざる所なり⁴²⁾」。

福澤によれば、「凡そ民間の事業に付き、容易に条例を發布し取締法を設るは、明治政府の慣手段にして⁴³⁾」、その対象は、船舶や陸上の車馬往来といった運輸交通のことから、家屋の建築、道路掃除、宿屋の規則、料理茶屋や相撲・芝居・見世物の取締りなど種々雑多に及んでいる。これらの中には、たしかに「公共」のために不可欠という性格のものも少なくはないが、それでも「人民の營業渡世を目的として静かに其利害を考へ、利益たる可き部分と妨害たる可き部分とを差引勘定するときは、民間の実業は政府の爲めに妨げられて、例の入らざるお世話に苦しめらるゝもの多きを發明することならん⁴⁴⁾」と導くのである。

こうして、福澤は結局、次のように訴える。「実業社会は、政府より視て恰も異類・別世界の観を為し、其別世界の爲に法を設けて之を支配せんとすることなれば、其趣を形容して云へば、飛鳥をして水族社会を司らしめんとす

るが如し、魚介の迷惑推して知る可し⁴⁵⁾」。

「明治の初年以來、在朝の士流は、商事に不案内ながらも、士流は士流にして想像に乏しからず。西洋の文明を見て、是れも採る可し、其れも学ぶ可しとて、頻りに新奇に走る其中に、実業を試みたることも甚だ少なからず。鐵道を始めとして様々の工業を企て、其計算上に於ては固より失敗を免かれざりしと雖も、事の実際を人民に目撃せしめて其企業心を引起したるは、事實に争ふ可らず。此点より見れば、失敗して國庫金を失ふたる其金は、國民の爲めに文明の學費として深く咎む可きに非ざれども、其國民の文明學は次第に進歩して、復た政府の教示を要せず⁴⁶⁾」。

それゆえ、「我輩は、斯る士族政府に向て暫く積極的の運動を所望せず、唯其人々が實業に関して、勉めて手を控え口を閉ぢて之に干渉することなく、政府本来の分限に止まりて、得意なる政事のみを行ひ、独り自ら自由ならんことを願ふのみ。實業は、政府に依頼せずして獨立の進歩甚だ易し⁴⁷⁾」。

實業界の自主獨立を尊重した明快な自由放任主義の主張というべきである。なお、福澤はこれに続けて、「實業は管に獨立するのみならず、社会全般の原動力と爲りて、政治の方針をも左右するの勢を成すは、我輩の信じて疑はざる所なり⁴⁸⁾」と付け加えている。實業の發展に寄せる福澤の確信と洞察力の確かさを如実に示した言明であるといえるであろう。

4 工業＝貿易立國論

國家の将来展望において實業の發展を有望・確実視する福澤は、一步進んで、わが國の實業が進むべき具体的方向を、製造業の振興を基調とする外國貿易の推進という形で提示する。

福澤は、外國貿易こそがいまや日本の實業の原動力となっている状況を、まず指摘する。

「抑も我實業の原動力は外國貿易にして、貿易進歩の影響は全國到る處に及ばざるはなし。年々歳々、輸出入品の高を増し、其種類を多くして、殆んど底止する所を知らず⁴⁹⁾」。

そして、「商工社会の前途洋々、春海の如くなるは、輸出入の進歩する数と其品柄の増減する事実とを見て之を卜す可し⁵⁰⁾」と述べて、福澤は、当時の輸入重要品および輸出重要品の時系列比較を行い、「日本の製造の次第に発達して、次第に外国製品の輸入を防ぎ、昔年は専ら輸入を仰ぎしものも、今は之を内国に製造して自ら給するのみならず、却て逆に輸出するものさへありとの事実⁵¹⁾」を確認する。

その上で、福澤は、「日本国の富源に富み、国人の工芸に適するは、隠れもなき事実にして、前記貿易上の好成跡も、全く之に由来するものなりと云はざるを得ず⁵²⁾」と述べるのである。つまり、貿易が順調に進展しているのも、その基礎に工業力があるからだ、という分析である。

彼の説明にしたがえば、わが国の実業は、開国以来、質が変化したため、方向に迷い、しかもリーダーが不在のために力を伸ばすことができないでいた。しかし近年になって、職工階層も次第に文明の新事業に慣れ、また技師も育ってきた。加えて資本家もようやく資産を積んでその運用法を求めるようになり、工業は起こるべくして起こってきた。ここに福澤は、「工業漸く盛なれば、商業の法も亦整理し、我日本をして東洋特色の実業国たらしめ、西洋諸国に対して優勝劣敗を争ひ毫も譲るなきは、我輩の敢て保証する所なり⁵³⁾」という。

ところで、その場合、福澤は「我日本国人が特に商工事業に適して」いることを強調し、この適性を国際競争上の優位性の一つに数えるのである。

彼によれば、第1に「日本国人は、性質順良にして能く長上の命に服し、正直にして盗心少なし⁵⁴⁾」という資質をもっている。これは数千年来の宗旨世教の然らしむるところであり、文明が進歩するに伴って人心が腐敗することも予想されるが、これまでの事実においてはこれを評価して「道德の民」ということができる。道德の民は、「最も商工業の使役に適する者なり⁵⁵⁾」。

適性の第2は、「日本国人が清潔を重んずる」ということである。清潔の旨を達成するためには物の潔・不潔を厳密に区別することが必要であるが、日本人の場合、たとえば手拭いで茶碗を拭くべからず、布巾と雑巾とは用を殊

にして相互いに触れるべからず、といった区別は、教えずして天性に備わり、いかなる貧民労働者でもこれを守っている。「区別の心は即ち秩序の由て生ずる所の本源にして、其秩序は諸工場・商店に於て唯一無二の要用なり⁵⁶⁾。したがって、「清潔を重んずるの一事」が、実業に及んで自然に事業上の秩序を助ける効力は「容易ならざるもの」である。

そして、福澤は、諸産業の中でも「殊に紡績業の進歩発達は、両三年来の出来事にして注意の値あるものなれば⁵⁷⁾」として、日本の紡績業の成長を、国際比較を通じて具体的に論じるのであるが、そこでは、上記の国民的資質が成長要因の一つとして語られる。

「紡績事業の如き、着手の初め多少の困難ありしにも抱はらず、今日と為りては万般の仕組整頓して、技師職工の熟練、理事者の監督注意、総て遺憾あることなく⁵⁸⁾」、すでにインドを凌駕するにいたったが、その理由は「日本と印度と国質を殊にし、習慣を殊にし、就中工場内の清潔秩序の一点に於て大に相違する所のものあればなり⁵⁹⁾」。

また、「世界中に紡績業の最も盛なるは英国にして、其資本の豊なると其工業の巧なるを以て、殆んど他を圧倒して、輸出の盛なるも亦他に比類を見ず⁶⁰⁾。それゆえ、「多年來熟練に熟練を重ねたる英国の事業に対して、新進の日本人が競争せんとは聊か不審なりとて疑ふものもあらんかなれども⁶¹⁾」、しかし「工場の秩序事務の整理は我国人の最も重んずる所にして、次第に慣るゝに従て次第に緒に就き、之を英国の工場に比して大なる相違なき上に⁶²⁾」、さらに日本には、①工場の操業に昼夜を徹して、機械の運転を中止しない状況にあること(石炭の空費削減に大きい効果がある)、②職工の指端機敏にして業務に適していること、③賃金の安いこと——という3条件がそなわっていることを指摘して、福澤は、「世界に高名なる英国の紡績にても永く日本に抵抗することは覚束なかる可し⁶³⁾」。「英国と競争して必ずしも後れを取らず⁶⁴⁾」と、立言している。

これまで「士人」階層と「町人・職人」階層とを識別してきた福澤が、ここに一転して「日本人」一般の資質に言及し、その実業適性をことさらに

強調するのは——形式的には、いうまでもなく視点を国内問題から国際問題へと転じたからであるが——実質的には、何よりも工業立国への自信を国民にもたせようとする意図が心底にあったからだ、といってよい。

なお、福澤が紡績業のいっそうの振興を説く論述の中に、さらに次のような二つの見解が認められるので注目しておきたい。

一つは、機械（「器械」）の使用にふれて、「斯く〔昼夜〕間断なく器械を勞すれば其保存の期限短しとの説あれども、毫も意とするに足らず。夜分を休息して三十年間保存す可き器械が、一倍の運転するがために十五年にして消磨し尽るも、其間に利する所の利益は、更に新器械の価を償ふて余りある可し⁶⁵⁾」と、設備投資における「投資」の真意義を説いている点である。

もう一点は、紡績業が一時の勢いに乗じて拡張を続ければ、日本の人口からして「供給過多」となり行き詰まるという危惧に対して、「日本の紡績を以て単に日本人のみの用に供せんとするならば、前後に注意して用心も至極^{しごく}尤^{いっとも}なれども、日本外に市場こそ多けれ、自国用に余るものは持出して売る可し。否な、海外の販売を主にして、其余る者、内に用ふ可きのみ⁶⁶⁾」と、輸出志向の立論を唱えていることである。

さて、福澤によれば、紡績業は「我実業発達の一例として示したるまでなり。尚ほ此他に、近年商工業の有様を記せば、記す可きもの枚挙に遑^{いとま}あらず⁶⁷⁾」。そこで、彼は一般論に立返り、「製造品の輸出に著しき増加を見たるは、最も喜ぶ可き現象にして、我日本の製造国たり貿易国たる可きを保証するものなり⁶⁸⁾」と述べる。

その上で、福澤は、さらに次のように国際競争を呼びかけるのである。「今は世界文明の諸商売国と伍を為し、共に世界の利益を共にせんとするの端緒を見たるが如し。既に利を共にするとあれば、其間には競争も生ず可し。競争して成ることもあらん、敗るゝこともあらん。今日予想齟齬^{そご}して失望すると同時に、意外の僥倖^{きょうこう}を得て自ら驚くこともあらん。一見或は危険なるが如くなれども、人間万事、危険を冒さざれば功を為し難し。……兎に角に、我製造国たり貿易国たる可きの事実を得て、其空想ならざるを証する上は、

国民運動の大方針は唯進むの一法あるのみと、我輩の敢て断言して躊躇せざる所なり⁶⁹⁾」。

世界に向かってのチャレンジ精神を鼓舞する、いかにも「競争」という翻訳語を考案した人物にふさわしい前向きの工業立国・貿易立国の主張である。

5 自由貿易主義

工業立国とともに貿易立国を唱える福澤は、当然のことながら徹底した自由貿易主義者であった。彼の自由貿易主義の立場は、関税撤廃の主張に具体化する。すなわち、わが国が製造国・貿易国として進むからには、「今後の実際を如何にす可きやと云ふに、我輩は先づ、日本の無税港即ち海関税全廃を主張する者なり⁷⁰⁾」。

彼の示すところによれば、当時の貿易額と輸出入関税は、次のとおりであった⁷¹⁾。

年度	輸出入総額	輸出入税収入	実質税率
1891(明24)	142,454,000 円	4,723,000 円	3.3%
1892(明25)	162,428,000 円	5,069,000 円	3.1%

しかし、福澤によれば、関税収入はけっして国のために無から生じるといふものではない。

- ① 国民が輸出税を払えば、民が損をし政府が益するのみであって、一国単位で見れば金の特ち主が変わるにすぎない。
- ② 輸入税もまた、その分だけ輸入品価格を引上げることになるから、外国の業者からただもらうというものではありえない。
- ③ 輸入課税は、外国品との競争を防ぎ自国品の製造を容易にするという効果を有しているから、外国との競争の見込みのない国情であれば、これを保護税と称して、自国の製造の発達を助けることになる。しかし、わが国の製造業の有望性からすれば、不必要である。実際、前後の税率は一定であるにもかかわらず、輸出入品目が顕著に増減している現実には、それらが

関税とは無関係に、市況に由来していることを示している。目下の海関税は、むしろその手数のために納税者・収税者の双方が手間をつぶしているだけで、内国の製造を保護するという実がない以上、これを保護税と呼ぶことはできない。

福澤の見るところ、関税は結局ただ一種の「税源」としての意味をもって
いるにすぎない。そこで、彼は次のようにいう。

「我輩は、更に〔貿易の〕規模を大にして進取の方針に向ひ、直に^き々^きたる税源を求めずして、先づ国の大富源を開き、課税の如きは随時適宜の方法に従て^{あて}国用に充んことを欲する者なり、即ち我諸港を放開して輸出入の関税を全廃し、外国品の出入を自由自在にして東洋一種の倉庫港と為し、物品の入るを^{とが}咎めず出るを問はず、其出入の間に我貿易の勢を進めて我国産物の出るを増し、我國民の利する所は殆んど底止する所なかる可し⁷²⁾」。

ところで、上記の理由に加えて、福澤が関税撤廃を主張する背景には、レセップス (F. M. Lesseps) によるパナマ運河の工事再開とアメリカ合衆国によるニカラグワ運河の構想があった。ちなみに当時、日本とニューヨークとを結ぶ航路 (N. Y. → 日本) は次の三つであった。

- ①大陸横断鉄道を経由しサンフランシスコから大太平洋を横切って来る航路 (貨物運賃最大で不利)
- ②南米大陸に沿ってケープホルンをまわり、赤道を斜めに横切って太平洋を来る航路 (距離最長で不便)
- ③大西洋をわたり地中海からスエズ運河を経てインド洋から来る航路 (一般的航路)

福澤は、パナマ運河 (またはニカラグワ運河) の意義を見て取り、「日本・米^{たち}国間の交通 忽ち其趣を^な変ずる出来事ある可し⁷³⁾」と予測する。すなわち、もしニューヨーク = パナマ = 横浜という新航路が開かれるとすれば、「比新線路は、貨物運送の点に於て^{ことごと}悉く他の諸線を^こ圧し、更に又欧州の貨物にして、今日までスエズ運河を通行し居たる者までも引附け得るの望みなきに非ず⁷⁴⁾」。

つまり、これまで日本は、一般的航路(ニューヨーク=大西洋=地中海=スエズ運河=インド洋=日本)をとる時、文字どおり極東に位置し、通商上の不利をこうむっていたものが、運河実現のあかつきには、逆に日本が東洋一の要衝になることは疑いを入れない。ここに福澤は、「左れば、我貿易商売は、単に内に発達するのみならず、外より促す所の勢も亦極めて有力なるを知る可し⁷⁵⁾」として、関税撤廃の支援材料とするのである。

「外国貿易の影響は深く内地の隅々にまで染渡りて、其利害を被らざるものなく、始めて我開国の真相を現して始めて其恩沢に浴することならん。既に此盛況に至りて、人民の富実を致すときは、国庫の需に^{しむむた}応じて税を納ること甚だ易し。軍備拡張す可し、軍艦造る可し、砲台築く可し、^{もとめ}豈復た些々たる海関税などに^{あにまた}依頼することを為さんや。我輩の目的は、唯進んで国の大富源を開き、国民をして一夫も手を空ふすることなく、心身あらん限りの力を勞して、其勞力に衣食せしめ以て自から利し、又他を利し、世界万国の人と共に天与の幸福を全ふせんと欲するのみ⁷⁶⁾」。

以上が、福澤の関税撤廃論の主旨である。なお、当時、外国人居留地の治外法権の撤廃を求める条約改正の声が国内に高まっており、条約改正を達成するまでは外国に利便を与えるべきではないとする反対論に対しては、福澤は、「無税港の案は、外国人の為に非ずして、日本の利益の為にするものなり。海関税を置くの利不利は、自国と外国とを比較し、製造事業の盛衰如何を^{つまじらか}詳にして判断す可きことなり⁷⁷⁾」と述べて、政経分離の立場を貫いている。実業を政治的かけひきの犠牲にはすまいとする福澤の姿勢を、端的に表わす筋の通し方といえよう。

自由貿易主義の帰結として、福澤は再び貿易立国を説いている。「諸港を放開して東洋の貿易国と為し、入るも出るも自由自在にして、国民は^{ただ}常に内に運動して衣食を安くするのみならず、外に^{のび}羽翼を舒して生活を広くするの道ある可し。兵馬の上に於て外国を侵略するが如きは言ふ可きことにあらざれども、商売上には海外の諸国を侵して之を我領分に^{なれ}こそ貿易国の本意なれ⁷⁸⁾」。

この主張からするかぎり、福澤の国際化志向はもっぱら外攻的という印象を受けがちであるが、彼は次のようにいうことも忘れてはいない。「吾々日本国民は、外人を悪むに非ず、忌むに非ず。共に日本固有の法律に従て、共に日本国土に居らんと欲する者なれば、悦んで之を容れて生活を与にす可し⁷⁹⁾」。

前述の条約改正を求める世論を念頭において、外国人が居留地の治外法権を放棄した場合には、その代わり彼らの日本国内への進出を喜んで受け入れようという、日本国民への呼びかけである。福澤の自由貿易主義の底にある「公正性」を示す内なる国際化の主張として、注目しておきたい。

6 機械技術と水力発電

実業の発展が、生産技術の発展と密接に関係していることは、いうまでもない。福澤は、この点について次のように述べている。

「実業の発達と共に、器械の用法も亦盛なる可きは、論を俟たず。日本国民の心優しくして風致意匠に富み、其手頭敏にして細工に巧なるは、世界絶倫の長所なれば、ますます之を養ふて、百般の工芸美術を進む可きは、今更云ふまでもなき所なれども、文明の事業は、単に手端の芸術のみに依る可らず。稍や規模の大なるものに至りては、器械を用るに非ざれば及ばざることゝ知る可し⁸⁰⁾」。

ところで、その場合、福澤が特に注目するのは、機械の動力源における電気の利用、そしてまた電力源における「水力」の利用であった。「抑も従前の器械に用ひたる動力は、専ら蒸気のみにして一切の作業社会を支配したることなれども、文明の進歩は蒸気に安んずるを得ずして、時として之に代るに電気を以てし、又その電気を起すに、蒸気力を用ひしものが、近来は蒸気を廃して水力を代用するに至りしこそ、由々しき出来事なれ⁸¹⁾」。

福澤は、アメリカにおける水力発電の実用化への動きに注目し、水運という点では不利であった日本の急峻な河川が、水力発電にはむしろきわめて有利に作用するであろうことを見て取るのである。「我国所在の急流瀑布は、

最早や無用の長物に非ざるのみか、天与の至宝にして、永く之を閑却せしむるは、天与を空ふして人事を怠るものなり。殊に後進の学者中には、電気学に達して能く事に当る可き人物も少なからざれば、実業に志ある人は、決して之を軽々に看過す可らず⁸²⁾。

福澤の直接に言及するところではないが、『実業論』の発表に先立つ2年前の1890(明治24)年5月、田邊朔郎が琵琶湖疏水工事に付帯して、京都蹴上に水力発電所を、アメリカに次ぎ世界で二番目に完成させている⁸³⁾。田邊がコロラド州アスピンの水力発電所を視察して、速度調整機を改良設計した上で発注した輸入水車を使用したものであるが、水力発電所でもみるかぎり、日本の技術はこの時すでにヨーロッパを追い越していたのである。

ともあれ福澤は、「電気の利用論は、目下、発達の最中。日に月に面目を改めて人の耳目を驚かす其有様は、在昔、蒸気力の利用を發明したる時に異ならず⁸⁴⁾」と述べ、電気の利用を「殖産社会に於て実に至大至重の問題」と認識する。そして、電気利用の点でも、日本の実業が世界の大勢に遅れをとることのないよう訴えるのであった。

福澤が、実業を論じるにあたって生産技術にも注意を払い、しかも水力発電を日本の国土にふさわしいエネルギー供給源として見通したことは、彼がいかに科学的な洞察力にも長けていたかをよく示している。

7 実業人の文明的指針

福澤は『実業論』の結びに、「文明の実業法」と称する実践的指針を提示している。それは、一言でいえば、実業人が心がけるべき精神上的姿勢である。「元来、文明の実業法とて、特に奇なるに非ず⁸⁵⁾」として、福澤が示す実業人の心得とは、次の三箇条である。

第1は、「智識見聞を広くして、内外の事業を詳にし、時勢の進退に注意して機会を空ふせざることなり⁸⁶⁾」。これには才能と教育学問が必要であるが、「其教育学問は、深くして狭きよりも、寧ろ浅くして広きを貴しとす⁸⁷⁾」。

第2は、「氣品を高尚にして約束を重んずることなり⁸⁸⁾」。法律論の上から

は、人の虚に乗じる不義を犯しても違反にならないケースがないわけではない。しかし「根性気品の賤しからざるものありて、始めて実業家の約束と云ふ可きのみ⁸⁹⁾」。

第3は、「事物の秩序を正して、成可く規則に由りて進退し、主任者が方寸の謀を運らす其間にも、自から犯す可らざるの範囲を設けて、自から之を犯さず、又他をして犯さしめざることなり⁹⁰⁾」。

それぞれを、内容に即して一言で表現すれば、第1は「知識見聞」、第2は「モラル」、第3は「組織内ルール」ということになる。

福澤は、この三箇条はけっして難しいことではなく、事実、「之を人に語れば、吾は疾くより心得て之を實行せりと云ふ者こそ多からんなれども、開国以来の実業社会に徴し……概して商売上の風儀を窺へば、往々、其然らざる者あるが如し⁹¹⁾」。しかし、それは「必ずしも其人の罪に非ず。是れぞ所謂遺伝の習慣」にほかならないという。

そこで、福澤は次のように続けるのである。「故に、我輩は直に其人に就て其言行を咎めず、唯、これに文明の新原素を注入して、全体の風儀を改めんことを冀望⁹²⁾」するのみであると。そして、福澤は「此〔実業〕革命の時に当たり、此社会の人々は十分に注意して方向を誤らざる覚悟こそ大切なれ⁹³⁾」と訴え、「我輩の目的は、日本の実業に文明の要素を注ぎ、其社会の気品を高くして立国の根本を固くし、内に実して外に争はんと欲するに在るのみ⁹⁴⁾」と、『実業論』を結ぶのである。

結びに代えて

以上に、福澤の『実業論』の内容を、論点を整理しながら検討してきた。福澤の目的は、ひとえに、後発の——西洋に比して、かつ国内の精神的諸制度に比して、二重の意味で後発の——わが国の実業を、近代化=文明化させることであつた。明治半ば過ぎ当時の日本の状況を活写したその実態分析と、時代を見越した洞察力、そして前向きな主張をふり返る時、われわれは、この書がもつたであろう現実的意義を、高く評価しないわけにはいかないの

ある。

- 1) 福澤諭吉著『実業論』博文館, 1893(明治26)年。後に『福澤全集 巻五』時事新報社, 1898(明治31)年所収。小稿での引用は全集版による。漢字は新字体で表記した。原文では半数ほどの漢字に旧かなづかいによるルビがふられているが、原則として省略し、比較的難解なものについてのみ、新かなづかいで付記した。句読点は原文にはなく、引用者が、文意に即して便宜的に付したものである。また、引用文中の(), [], 傍点は、すべて引用者による。
- 2) 富田正文著『考証 福澤諭吉(下)』岩波書店, 1992年。727頁参照。
- 3) 福澤『実業論』(前掲)序1-2頁。
- 4) 同上書, 序2頁。
- 5) 同上書, 序1頁。
- 6), 7) 同上書, 1頁。
- 8), 9) 同上書, 2頁。
- 10) 同上書, 3-4頁。
- 11) 同上書, 5頁。
- 12) 同上書, 5-6頁。
- 13), 14) 同上書, 7頁。
- 15) 同上書, 27頁。
- 16) 同上書, 27-28頁。なお、この例えにいう「独り洋学を主張し」の苦勞は福澤自身の体験であることに注意。
- 17), 18) 同上書, 9頁。
- 19) 同上書, 10頁。
- 21)~22) 同上書, 11頁。
- 23) 同上書, 11-12頁。
- 24) 同上書, 11頁。
- 25) 同上書, 12頁。
- 26) 同上書, 12-13頁。
- 27) 同上書, 28-29頁。
- 28) 同上書, 13頁。
- 29) 同上書, 13-14頁。
- 30) 同上書, 14頁。

- 31) 同上書, 14-15 頁.
- 32) 同上書, 17 頁.
- 33) 同上書, 18 頁.
- 34) 同上書, 18-19 頁.
- 35) 同上書, 19 頁.
- 36) 同上書, 19-20 頁.
- 37), 38) 同上書, 20 頁.
- 39) 同上書, 20-21 頁.
- 40), 41) 同上書, 21 頁.
- 42) 同上書, 21-22 頁.
- 43), 44) 同上書, 22 頁.
- 45) 同上書, 23-24 頁.
- 46) 同上書, 24-25 頁.
- 47), 48) 同上書, 24 頁.
- 49) 同上書, 28 頁.
- 50) 同上書, 29 頁.
- 51) 同上書, 30-31 頁.
- 52) 同上書, 34-35 頁.
- 53) 同上書, 35 頁.
- 54) 同上書, 37 頁.
- 55) 同上書, 38 頁.
- 56) 同上書, 39 頁.
- 57) 同上書, 34 頁.
- 58) 同上書, 40 頁.
- 59) 同上書, 40-41 頁.
- 60) 同上書, 41 頁.
- 61), 62) 同上書, 45 頁.
- 63) 同上書, 41 頁.
- 64) 同上書, 47 頁.
- 65) 同上書, 46 頁.
- 66) 同上書, 48 頁.
- 67), 68) 同上書, 49 頁.
- 69) 同上書, 49-50 頁.
- 70) 同上書, 50 頁.

- 71) 同上書, 50頁参照.
- 72) 同上書, 52-53頁.
- 73) 同上書, 56頁.
- 74) 同上書, 57頁.
- 75) 同上書, 60頁.
- 76) 同上書, 61頁.
- 77) 同上書, 62頁.
- 78) 同上書, 62-63頁.
- 79) 同上書, 63頁.
- 80) 同上書, 64-65頁.
- 81) 同上書, 65頁.
- 82) 同上書, 66-67頁.
- 83) 京都市電気局編・発行『琵琶湖疏水略誌』1939年, 13頁以下参照. 西川正治郎著『田邊朔郎博士六十年史』(非売)1924年, 87頁以下参照.
- 84) 福澤, 前掲書, 68頁.
- 85)~88) 同上書, 70頁.
- 89)~92) 同上書, 71頁.
- 93) 同上書, 71-72頁.
- 94) 同上書, 75頁.

—1993年2月—

(一橋大学教授)